

準要保護児童生徒援助費補助金の概要

1 趣旨

この制度は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を市が補助し、義務教育の円滑な実施に役立てようとするものです。

2 準要保護申請対象者

要保護者（生活保護者）に準ずる程度に困窮していると認められる者で、具体的には、次の(1)・(2)の基準に該当する方が対象です。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止
- イ 地方税の規定による市民税の非課税又は減免、事業税の減免
- ウ 地方税の規定による固定資産税の減免
- エ 国民年金法の規定による掛金の減免
- オ 国民健康保険法の規定による保険料の減免又は徴収の猶予
- カ 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当（母子・父子手当）の支給

(2) その他

- ア 生計を同じくする世帯全員の前年の総収入を基に認定されます。

（参考資料：市県民税課税台帳記載事項証明書）

3 認定

教育委員会は、上記に該当する保護者から申請があった場合、学校長及び民生委員に助言を求め、市県民税の課税状況等を把握したうえで、真に援助を必要と認める者について「準要保護者」として認定します。

学校及び民生委員の助言は、家庭の状況をより正確に把握するためをお願いしているもので、申請者の認否については、教育委員会が決定します。学校及び民生委員が決定することは絶対にありませんので御理解のうえ、御協力ください。

4 補助の内容

本市では、国の基準に基づいて、①学用品費、②通学用品費、③校外活動費（宿泊を伴わないもの）、④新入学児童生徒学用品費、⑤修学旅行費、⑥体育実技用具費、⑦医療費、を対象者に交付します。

※ 医療費について、ひとり親家庭医療費助成制度・子ども医療費助成制度の利用もできますが、重複受給は出来ませんので、御注意ください。

※ 学校給食費について、令和6年度より市から全額補助されていますので、就学援助費としての交付はありません。

※オンライン学習通信費は、令和8年度より学習用タブレットがWiFi環境不要のLTEモデルとなっているため、交付はありません。

5 お問い合わせ

御不明な点がございましたら、学校または教育委員会へお気軽にご相談ください。また、この制度についてのお問い合わせは教育委員会までお願いします。

〔 お問い合わせ先 曾於市教育委員会 教育総務課 総務係 電話 0986-76-8871 〕